

高校社会科教育における社会学的知の現状

——学習指導要領解説公民編「現代社会」の検討——

岡 崎 宏 樹

1. 日本の中等教育と社会学

社会を知ることと社会に生きることは不可分である。社会学は社会認識の方法を伝えるが、習得された認識方法は私たちの日常行為に影響を及ぼし、社会的存在たる私たちの在り方生き方を変容させうる。ゆえに社会学を学ぶということは、たんに社会についての知識を獲得する以上の意味を持っている。社会を客観的かつ批判的に把握する力を培う、コミュニティや社会とのつながりの中で生きる力を育てる、異文化を理解し共生関係を築く力を育成する、社会的存在としての自覚をはぐくむ——こうした多様な教育効果を考慮するならば、従来の日本の社会学教育はおもに高等教育において展開してきたが、より広い範囲でより有効に活用されてよいと思われる。とりわけ中等教育に対して社会学が寄与できる部分は小さくないだろう。実際、「フランス、イギリス、ブラジル、ロシア、米国、トルコ、スロバキア、レバノン、エクアドル、バングラデシュ、モザンビーク」などの諸外国では、高校で社会学が教えられている⁽¹⁾。

だが、日本の中等教育には社会学という教科が存在しないばかりか、内容的に関連が深いはずの社会科の教科教育においても社会学の知や技法が十分に活かされているとはいえない。「社会学は中学社会の公民的分野や高等公民科を基礎付ける学問の一つだが、同じ社会科学である経済学や法律学と比較してその占める割合は少ない⁽²⁾」。社会を認識する手法としては経済学・政治学・法学が優先されており、教科書における社会学的な記

述は狭く限定されている。地域調査など実践的学習でも、専門的な社会調査の技法が有効に活用されていない。

こうした状況を改善するためには、社会学の視点を活かして社会認識や社会形成の能力を継続的に育成しうるような教育システムを構築する必要があるだろう。だが、そのためにはまず日本の中等社会科教育を社会学の視点から再検討し、現状を把握するところから始めなければならない。その基礎作業のひとつとして、本研究は、高等学校の教育課程を方向づけている学習指導要領(解説)の考察をつうじて、現在の高校教育に社会的知がどのように活用されているかを検討したい。高校の教育課程において、理念的にみて社会学と関わりが深いと思われる科目は「現代社会」であるが、「家庭科」と「総合的な学習の時間」にも関連する部分がある。よって、これら3科目を中心に考察をおこなうことにしたい。

2. 高校学習指導要領における「現代社会」

学習指導要領は、全国の学校において一定の教育水準を確保するために、文部科学省が、学校教育法施行規則等を根拠として、各学校の教育課程、教科の目標・内容などを定めたものである。作成を担当するのは文部科学省の初等中等教育局高等学校課(課長・課長補佐)および教科調査官である。彼らが協力者の助言を得て答申をまとめ、これをもとに議論や調整が重ねられ、最終的に完成されたものが学習指導要領として公示される。学習指導要領の内容をより詳細に記載したのが学習指導要領解説であり、これも同様に作成される⁽⁴⁾。学習指導要領解説は学習指導要領とは異なり法的拘束力はないが、教科書検定にさいして強い影響力を持つとされ、実質的には教科書作成の参照枠となっている。

平成18年12月に教育基本法(昭和22年法律第25号)が全面改正され、平成19年6月に学校教育法が改正されたが、こうした状況をふまえて学習指導要領も新たな改訂がおこなわれた。平成20年に幼稚園・小学校・中学校学習

指導要領等が改訂され、翌21年7月に高校の新学習指導要領が公示された。新高等学校学習指導要領は平成25年度入学生から年次進行で実施されることになっている。

学習指導要領および学習指導要領解説は、高校の教育課程を基礎づけ、教科書の内容を枠づけるものであるから、これを考察の対象とすることで、中等教育と社会学の関連性を把握する重要な手がかりが得られるはずである。

第一に検討したいのは公民科「現代社会」である。近代社会ないし現代社会をいかに理解するかという課題は社会学がその出発点から問い続けてきた社会学の根本問題であり、その学問的蓄積がもっとも厚い分野のひとつである。その学知がどのように活用されているかを確認したい。

高校社会科は、平成元年の教育課程改革によって「地理」「歴史」「政治経済」「倫理社会」の四科編成から、「地理歴史」と「公民」の二科目に再編され、現在に至る。現在の公民科は「現代社会」「倫理」「政治・経済」の3科目で構成されている。新高等学校学習指導要領(平成21年公示)は、公民科の目標を「広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う」としている。現代社会と社会的関係性への理解ははぐくみ、社会形成者としての資質を養うことが、公民科の教育目標であるのだから、社会学的知はこれに大きく寄与することが可能である。だが、現行の学習指導要領の教育内容と教科書の記述を確認するならば、実際に社会学的知が果たしている役割はかなり小さいことがわかるだろう。

ただし学習指導要領(解説)は特定の学問領域にもとづく記述をかならずしも明示的に要求しているわけではない。例えば、「倫理」の教科内容には「情報社会」という項目が指定され、学習指導要領解説(平成11年)はその内容の取扱いについて、「情報社会の特質、及びその進展がもたらす人間や社会に対する影響」を考えさせるように求めているが、教科書がこれ

を社会学か倫理学のいずれの観点に重心をおいて説明すべきかというところまでは指定していない。それを判断するのは各教科書出版社である。だが、この科目が倫理的な見方や考え方を「身に付ける」ことをめざすことを考えるならば、⁽⁵⁾全体的には社会学よりも倫理学の視点が重視される傾向にあることは確かである。⁽⁶⁾

ある科目がどの学問に基礎づけられているかを判断するには、①学習指導要領がどのような内容を項目として立て、その取り扱いをどのように指定しているか、②各教科書出版社が誰を執筆者に選定し、教科書がこの項目をどのように記述しているか、③どのような専門的知識を持つ教師が教育現場でこれをどのように教えているか、など各段階を実証的に調査研究しなければならない。ここでの考察は主として①の段階に限られているが、学習指導要領(解説)は科目の教育課程を方向づけるものであるから、総合的な判断のための基礎となるはずである。

現行の高校公民科は「現代社会」「倫理」「政治・経済」の3科目で構成されている。「倫理」を基礎づける主要な学問は倫理学であり、「政治・経済」は政治学・法学・経済学であるといえる。一方、「現代社会」の場合は事情が異なり、経済学、政治学、法学、社会学などの諸社会科学や心理学、倫理学など、多様な学知が総合的・多面的に活用されている。このことは学習指導要領(解説)によって確認できる。

平成元年の高校学習指導要領解説は、「現代社会」を「総合的、多面的なものの見方、考え方や学び方」を重視し、「体系的な知識として理解させるのではなく、具体的な生活から発展させて、より広く基本的な問題として考えさせる」科目とみなしている。このため、教科の専門家が存在せず、知識体系がないので指導しにくい、受験に役立たないといった批判もあつた。⁽⁷⁾

平成11年の改訂では、現代社会の理解とともに、人間としての在り方生き方を考えるというこの科目の特質を「一層明確にするよう内容の改善を図る」(教育課程審議会答申)ことがめざされた。科目の目標は、「人間の尊

重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考え公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる」とこととされた。

さらに10年後の平成21年の改訂では、「科目の導入において、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正等について理解させ、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて考察させる中でさらに理解を深めさせるとともに、科目のまとめとして議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題を探究させる学習を行い、人間としての在り方生き方についての学習の充実を図ることとした」(新高等学校学習指導要領「総則」と説明されている。

このように「現代社会」は多面的で主体的な学習を要する総合的な社会の学びと位置づけられており、改訂を経ながらもこの考えは一貫している。「現代社会」を基礎づけているのは総合的な学知——諸社会科学、心理学、倫理学など——であって、社会学的知に期待されているのはそのごく一部にすぎないのである。

平成元年の改訂で「現代社会」は必修から選択必修に変更された⁽⁸⁾。さらに平成11年の改訂で標準単位数は4単位から2単位に縮減され、これにもなって内容も半減した。2単位(A科目)と4単位(B科目)の2科目を有する「世界史」「日本史」「地理」と比較した場合、高校社会科全体に占める「現代社会」の比重は明らかに低下している⁽⁹⁾。

3. 「現代社会」における社会学的知

では、学習指導要領(解説)に記載された「現代社会」の内容を社会学的知との関連に着目して検討しよう。平成21年7月に、総則、数学、理科、

保健体育などについて新しい高校学習指導要領解説が公示されたが、社会科(地理歴史, 公民)の解説はまだ公表されていない(平成21年9月末現在⁽¹⁰⁾)ので、ここでは現行の「高校学習指導要領」(平成11年告示, 14年5月, 15年4月, 15年12月一部改正)および「学習指導要領解説 公民編」(平成11年12月, 平成17年一部補訂)を参照することにする。

学習指導要領解説によれば、「現代社会」は、(1)現代に生きる私たちの課題, (2)現代の社会と人間としての在り方生き方, の2つの大項目から構成される。(1)の内容は、「この科目の導入としての性格をもつものであることに留意し、課題を追究する学習に当たっては、高度な内容に深入りすることを避け、この科目の学習の動機付けや学び方の習得に重点を置いた工夫を行うこと」と説明されている。

大項目(1)は「現代社会」の導入部にあたるが、多くの教科書はここに調べ学習をあてている。例えば、東京書院版の『現代社会』(平成19年)は、(1)の内容を第一部「現代に生きるわたしたちの課題」に置き、「調べよう・考えよう」という表題の下、地球環境や資源エネルギー問題ほか5つの課題学習を提示している。こうした社会科の調べ学習において社会調査の手法は有効であると思われるが、学習指導要領(解説)には専門的な方法論を指定した記述はなく、実際に社会調査の技法を活用した説明を行なっている教科書は少ない⁽¹¹⁾。

解説は大項目(1)の学習のねらいのひとつを「社会的事象の多面性」に着目しこれを総合的に考察する重要性を知ることにあると述べている。注目すべきは、「社会的事象の多面性」が「倫理, 社会, 文化, 政治, 経済」の5領域の複合として理解されていることである。社会学的知による記述が期待されているのは、多面的な「社会的事象」の下位区分としての「社会」である。その範囲は非常に限定的であり、新聞の「社会欄」のように、他領域の残余カテゴリーであるという印象を受ける。

大項目(2)は、「現代社会について多様な角度から理解させるとともに、青年期の意義, 経済活動の在り方, 政治参加, 民主社会の倫理, 国際社会

における日本の果たすべき役割などについて自己とのかかわりに着目して考えさせる」と記され、その具体的内容は(ア)～(エ)の4中項目として示されている。学習指導要領(解説)は特定の学問による説明を指定していないが、全体的な構成と内容から判断すると、(ア)～(エ)4項目は以下の学問領域との関連が相対的に深いと推測される。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (ア)現代の社会生活と青年 | ← 社会学・心理学 |
| (イ)現代の経済社会と経済活動の在り方 | ← 経済学 |
| (ウ)現代の民主政治と民主社会の倫理 | ← 政治学・法学・倫理学 |
| (エ)国際社会の動向と日本の果たすべき役割 | ← 政治学 |

(ア)の内容は、「大衆化、少子高齢化、高度情報化、国際化など現代社会の特質と社会生活の変化について理解させる。また、生涯における青年期の意義と自己形成の課題について考えさせるとともに、自己実現と職業生活、社会参加に触れながら、現代社会における青年の生き方について自覚を深めさせる」と記されている。(ア)に含まれる「大衆化」「少子高齢化」「高度情報化」「社会生活の変化」の5項目は、下位区分としての「社会」にあたるという意味で、社会学的説明が期待されているといえよう。実際、多くの教科書がこれらを社会学的な視点を盛り込んで記述している。「国際化」については社会学と政治学の双方が関連する項目といえそうである。

(ア)の「青年期」に関する部分は、「自己実現」や「よりよく生きること」の追究が重視されていることもあり、多くの教科書はこれを社会学ではなく、心理学の観点から説明している⁽¹²⁾。このため、社会学が強調する「社会的存在としての自己」や「社会化」の視点がやや不十分であるという印象も受ける。

(ア)の「職業生活、社会参加」にかんして、学習指導要領解説は「男女が対等な構成員であることに留意して触れること」(内容の取り扱い)としている。ここで強調されているのは男女平等の権利と理念であり、ジェン

ダー的差異が社会的に構成されるという論点は含まれていない。このため、多くの教科書はこの部分を社会学(ジェンダー論)ではなく、政治学や法学の観点から記述することになっている。

このようにみえてくると、「現代社会」で特に社会学的説明が求められるのは、大項目(2)の中項目(ア)のうち「大衆化」「少子高齢化」「高度情報化」「国際化」「社会生活の変化」の5項目に限られていることがわかる。しかも「社会生活の変化」以外の4項目については、「これらのうちから生徒の実態等に応じて二つ程度を選択して学習させること」(内容の取扱い)とされている。

4. 「現代社会」に社会学的知が活用されない理由

以上の検討で、「現代社会」の教科内容において社会学的知の活用がかなり限定されていることが確認された。こうした現状にいたった原因としては、以下の5つの要因が考えられる。

第一に、社会学は対象の固有性ではなく、方法の独自性によって成立しているという学問の性格による。社会学は、「社会的事象」の下位区分とされた倫理・社会・文化・政治・経済の5分野のすべて、すなわち「現代社会」の全体を独自の視点で解釈し説明することが可能である。学習指導要領は「社会」以外の部分を社会学的視点で説明することを禁じているわけではないから、社会学者の記述を重視し、多様な項目に社会学的知を反映している教科書がないわけではない。しかし、実際は、経済的事象は経済学、政治的事象は政治学が主たる説明を担い、社会学は狭義の「社会」を担当しているのが通例となっている。

第二に、社会学が中等社会科教育にあまり関与してこなかったことがあげられる。近年、日本の社会学会ではシンポジウムが開催されたり、学会誌に特集が組まれたりするなど、社会学教育に対する関心が徐々に高まってきてはいるが、その焦点は主として高等教育におかれており、中等教育

との関わりでこれを考える視点は全般に希薄である。⁽¹³⁾おそらく社会学者が新しい学習指導要領の改訂に積極的に関与することもなかったのではないかとと思われる。

第三に、大学や大学院で社会学を専門的に学び、社会学を「親学問」とする社会科教師が、地理や歴史を「親学問」とする教師と比べて圧倒的に少ないという現場の事情がある。同様に、社会学の立場から社会科教科教育法を研究する専門家の数も少ない。このことは、社会学の視点をうまく盛り込んで教えることのできる社会科教員が少ないことを意味しよう。社会学を熟知していない教師にとって、「社会的」な項目(大衆化や高度情報化など)は、他と比較して抽象度が高く、特に結論があるわけではないので、テストがつくりにくい、といった印象が持たれるようである。こうしたことから、「現代社会」の教育にとって社会学的知が有効であり、よりよく活用すべきであるという認識が深まり、広がる機運が中等教育の現場で生まれにくい。

第四は、公民科における「現代社会」の制度的位置づけに関わる。「現代社会」は、「倫理」や「政治・経済」へとつながる導入科目とみなされるため、多くの高校では1年次に履修される。「現代社会」の内容には倫理、政治、経済の基礎事項が含まれており、これらは次に「倫理」「政治・経済」を履修すると、発展的に学習されることになる。ところが、(狭義の)社会や文化に関する項目は、そのような発展的ルートがなく、学習がとまってしまふ。社会学は事象の一般的説明ではなく、その独自の解釈を重視する学問であるが、「現代社会」の段階では基本的な説明が求められており、社会学的な解釈の入る余地が小さい。

以上のような諸要因が複合して、中等教育における社会学的知の現状が形成されたと推測される。

5. 「家庭科」と「総合的な学習の時間」

次に、「家庭科」と「総合的な学習の時間」において社会学的知に関連する部分について簡単に考察しよう。「家庭科」については新しい学習指導要領解説が現時点では公表されていないので、現行の高校学習指導要領(平成11年)を、「総合的な学習の時間」については新学習指導要領(平成21年)を参照したい。

「家庭科」の目標は「人間の健全な発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる」こととされる。「家族・家庭と社会とのかかわり」や「男女共同」の理解、地域生活の実践力を育成することをめざす点で、理念としては社会学的知との関連が深いといえる。

だが、実際の教科書に「社会学的」な記述が盛り込まれるかどうかは、教科書出版社の方針、執筆者に家族社会学やジェンダー論、地域社会学を専門とする社会学者が含まれるかどうかによるところが大きい。また現場の教師が社会学的な視点の重要性をどの程度理解しているかにもよる。例えば、多様な家族の形態や親の役割を教える際に、国際的・歴史的な比較を可能にする資料を示すなどの工夫によって、男女(父母)の役割分担を固定的なものとしなさないような社会学的観点が教育されているか、といった点が注目される。

「総合的な学習の時間」はゆとりの中で「生きる力」を育むという方向性によって1998年に新設された教科である。戦後、社会科が総合的な学習の性格をもって発足したこと、「総合的な学習の時間」の内容が社会科のめざすものと重なる点があること、社会科等の授業数を削って「総合的な学習の時間」が導入されたことなどを考慮すると、「総合的な学習の時間」

と社会科は相互の関連が深いといえる。ただし①社会科が学習指導要領で教科内容が指示されている一方、「総合的な学習の時間」の内容は各学校の裁量にゆだねられている部分が多い、②「総合的な学習の時間」が社会科に限らず、あらゆる教科の知識や技能を相互に関連づけて「総合的」に学ぶことがめざされている、といった違いには留意しなければならない。

この度の学習指導要領改訂(平成21年)によって、「総合的な学習の時間」はその教科内容がより明確に規定されることになった。その目標は(1)横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと、(2)自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること、(3)学び方やものの考え方を身に付けること、(4)問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること、(5)自己の在り方生き方を考えることができるようにすること、という五つの要素からなるとされる。

注目されるのは、今回の改訂で「協同的に取り組む態度」が加えられ、「他者と協力しながら身近な地域社会の課題の解決に主体的に参画し、その発展に貢献しようとする態度をはぐくむことが必要とされる」と説明され、社会性の発達に向けた実践的学習がめざされている点である。

「総合的な時間」の具体的な実施内容については、各学校にまかされているが、「地域や学校の特徴を活かした創意工夫」が求められている。「特色ある教育活動の創造につなげていくためにも、地域の実態把握が欠かせない。教師自らが地域を探索したりフィールド調査をしたり、実際に見たり聞いたりして、地域とかかわることが望まれる。また、生徒の実態把握に関しては、教師や保護者、生徒自身に対する様々な観点からの実態調査に加えて、生徒にかかわることの多い地域の人や専門家からの情報を集めることも有効である」(「高等学校学習指導要領解説 第4章第1節)。地域の調査に関して社会調査の手法が、生徒にも教員にも役立つことは確かであるが、現場においてその認識は高くない。今後、社会調査や社会学の手法を紹介しその教育的活用を支援していく制度的なしくみを作る必要がある

と思われる。

横断的・総合的な対象の考察は社会学が得意とするところである。「解説」に例示されている横断的・総合的な学習課題(「地域に暮らす外国人とその人たちが大切にしている文化や価値観」「情報化の進展とそれに伴う社会経済生活や消費行動の変化」「自然環境と環境問題」「自分たちの消費生活と資源やエネルギーの問題」「高齢者とその暮らしを支援する仕組みや人々」「毎日の健康な生活とストレスのある社会」「食をめぐる問題と農水産業や流通過程及びその従事者)はいずれも社会的視点から考察することで、その学習意義をより深いものに行うことができるだろう。

6. おわりに

本研究では、高校教育における社会的知の現状を「現代社会」の学習指導要領(解説)を参照しつつ検討した。社会的知の活用はいまだ限定的であり、萌芽的でもある。しかし今後いっそうの教育的活用を促進し、中等教育を充実させることができるならば、この取り組みは、現代の重要課題である日本の社会教育・公民教育・市民性教育の再構築にも貢献することができるだろう。また、将来の社会学徒に必要な資質と能力を育成し、社会と社会学への関心を高めるのに寄与するという点で、それは日本の社会学の人的資源を充実させるための基盤形成という意義も有するだろう。

中等教育に対する社会学の寄与を高めようとするならば、文部科学省の学習指導要領の方針決定過程に学会等が積極的に関与すること、中等教育における社会的知の活用の重要性についての理解を促進すること、社会学出身の公民(現代社会)の高校教員を増やすことなどが必要であると思われるが、具体的対策の検討は今後の課題である。

また、本研究の考察は、学習指導要領の検討が中心であったが、高校教育における社会的知の現状を把握するには、教科書や現場教育の実情を社会的観点から検討する作業が不可欠である。また中学社会科の調査も

必要であろうし、社会科教育の歴史研究や諸外国との比較研究も必要であろう。⁽¹⁴⁾本研究は、こうした総合的な取り組みのためのささやかな予備的考察にすぎないが、今後より発展的に展開していきたいと考える。

注

- (1) 町村敬志「ISA・Council of National Associations 台北会議の報告」『日本社会学会ニュース』No. 197, 2009。
- (2) 日本社会科教育学会編『社会科教育事典』株式会社ぎょうせい, 2000, p. 362。
- (3) 1990年代以降、日本社会学会 社会学教育委員会が主体となって日本の社会学教育に関する継続的な調査研究が行われてきた。1992-94年度委員会「社会学教育の実態と動向に関する調査報告書」[1995]から2003-06年度委員会「『質的な分析の方法に関する科目』の授業内容に関する調査報告書」[2006]に至る委員会の仕事は貴重な成果であるが、その他の多くの社会学教育の研究と同様、いずれも大学教育に重点をおいた調査研究であった。当委員会(2007~2009年度)は、これらの研究を受け継ぎながら、中等教育に焦点をおいた独自の調査研究を行ない、その成果は報告書『2007~2009年度日本社会学会社会学教育委員会報告書 中等教育における社会学教育の重要性と可能性』(2009, 熊本大学文学部佐藤研究室発行)にまとめられた。本稿はこの報告書に収めた論考「中等教育における社会科教育と社会学——高等学校学習指導要領を中心に」を加筆修正したものである。社会学教育委員会(2007~2009年度)のメンバーは、丸山定巳(委員長), 天野正子, 大屋幸恵, 大山小夜, 佐藤哲彦, 城達也, 森嶋由紀子, 渡邊登, 岡崎宏樹の9名である。本研究にあたって貴重な助言をくださった諸氏に深く感謝したい。
- (4) 文部科学省『学習指導要領解説 公民編』(平成11年12月, 平成17年一部補訂)の「現代社会」の編成協力者は9名(以下, 職名は平成11年12月末日現在)。池田幸也(東京都立忠生高等学校:教育学・福祉ボランティア論), 岡本修治(静岡県立浜松湘南高等学校教諭), 柿沼利昭(青盛大学教授, 元文部省初等中等教育局教科調査官:中学校社会科教育法), 川村晴子(東京都立片倉高等学校教頭:教育学・体育学, 身体表現法), 黒川和美(法政大学教授:経済学), 小高虔策(東京都立上野高等学校校長:公民科・社会科教育[全国協議会会長]), 篠田健一郎(東京都立蒲田高等学校教諭:公民科・社会科教育), 善住喜太郎(滋賀県教育委員会指導主事), 宮崎和夫(神戸親和女子大学教授:教職論・教育原論)。社会学者はここに含まれていない。
- (5) 学習指導要領(平成11年)によれば、「倫理」の目標は「人間尊重の精神に

基づいて、青年期における自己形成と人間としての在り方生き方について理解と思索を深めさせるとともに、人格の形成に努める実践的意欲を高め、生きる主体としての自己の確立を促し、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる」ことである。

- (6) 例えば、学習指導要領解説(平成11年)は、「倫理」における「家族・地域社会」という項目の「内容の取扱い」について、「社会学的な知識の理解にとどまることのないよう、現代の家族における夫婦関係や親子関係、自分にとって家族とは何か、家族の望ましい在り方はどうあればよいかなどについて考察する」としているが、この記述はこの科目が社会学的認識の育成より主体的で倫理的な世界観の確立が重視していることをよく示している。
- (7) 前掲『社会科教育事典』, p. 40.
- (8) 公民科においては、「現代社会」又は「倫理」・「政治・社会」がすべての生徒に履修させる科目とされている。
- (9) 「現代社会」はセンター試験の受験者数が社会科の中では最も多い科目である。これは「現代社会」への関心の高さを示すというよりは、専門性の低さを学びやすさと受け止めた受験生(多くはいわゆる理系の受験生)がこの科目を選択した結果ではないかと推測される。
- (10) 2008年12月23日に文部科学省のホームページに掲載された「高等学校各教科等改訂案のポイント」によれば、公民科の必修科目・科目構成については変更なし、「現代社会」の改善事項は、①現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての考察を充実、②青年期についての学習において伝統や文化にも触れる、③法や規範の意義及び役割、司法制度の在り方など法に関する学習を充実、④経済活動についての学習において、私法、金融、消費者に関する学習を充実、の4点である。
- (11) 社会学者の立岩真也氏が執筆者に加わった清水書院の教科書『現代社会』(平成18年)は、社会調査に関する記述が充実している。
- (12) 例えば、数研出版の『現代社会』(平成18年)は、「青年期へのまなざし」の説明で「青年期を扱った研究書」として、ホール『青年期の心理学』、笠原嘉『アバシー・シンドローム』、小此木啓吾『モラトリアム人間の時代』、西平直喜『成人になること』をあげているが、いずれも心理学(精神分析)の研究書であり、社会学者の著書は含まれていない。
- (13) 例えば、日本社会学会編集『社会学評論』vol. 58. No. 4, 2008は、「社会学教育の現代的変容」と題する特集を組んで8本の論文を掲載しているが、ここに中等教育と社会学教育の関連をテーマとした論文は含まれない。1990年代以降、日本社会学会社会学教育委員会が継続的な調査を行ってきたが、「社会学教育の実態と動向に関する調査報告書」[1995]から「『質的な分析の方法に関する科目』の授業内容に関する調査報告書[2006]に至る委員会

の仕事は、いずれも大学教育に重点をおいた調査研究であった。社会科教育と社会学教育の関連を重視した研究は、児玉康弘「公民科と社会科学—社会学的知識の教育内容化」、新潟大学教育人間科学部『新潟大学教育人間科学部紀要』, Vol. 7, No. 1, 2004などわずかである。

- (14) 前掲の報告書『中等教育における社会学教育の重要性と可能性』では、大屋幸恵「中等教育における社会学的手法導入の可能性——新中学校学習指導要領解説を中心に」が中学社会科の考察をおこなっている。また、歴史、教科書、諸外国については、佐藤哲彦「中等教育における社会科教育と社会学——その現状・歴史・課題」、城達也「高等学校の教科書における社会学的知の分析」、渡邊登「諸外国における中等教育における社会学教育と社会学会の取り組み」および城達也「ドイツのギナジウムにおける社会学教育」が参考になる。

